

特定非営利活動法人日本高血圧学会認定高血圧専門医制度規則

第1章 総 則

第 1 条

この制度は高血圧学の進歩に則して、高血圧患者の診療に必要な総合的な知識と技量を有する優れた医師を養成し、本邦における高血圧の医療の向上を図り、以って国民の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条

特定非営利活動法人日本高血圧学会（以下本学会）は、前条の目的を達成するため、高血圧専門医（以下「専門医」という）を認定する。

第 3 条

本制度の維持と運営のために専門医制度委員会を設け、専門医と認定施設を審議しかつ認定するための諸制度を定める。専門医制度委員会の中に次の委員会をおく。

1. 資格認定小委員会
2. 施設認定小委員会

第 4 条

本学会理事会は専門医と認定施設を認定する専門医制度委員会委員を選定する。

第 2 章 専門医の資格

第 5 条

専門医の認定を申請するものは、次の各項の条件を全て満足するものであることを要する。

1. 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること
2. 申請時において継続 3 年以上本学会の会員であること
3. この規則により認定される認定施設において、日本内科学会認定医資格を取得後、3 年以上の期間にわたって、本規則に規定する研修カリキュラムに従って、高血圧学臨床研修を終了したものとする
4. 本学会が施行する専門医のための試験に合格すること

第3章 専門医認定の方法

第6条

専門医の認定試験の受験を希望する者は次の各項に定める書類を専門医制度委員会に提出する。

1. 専門医申請書
2. 履歴書
3. 認定施設研修終了証明書
4. 診療実績表
5. 業績目録（学会出席証等も含む）
6. 指導医の推薦書
7. 医師免許証（写し）
8. 日本内科学会による「認定内科医」または「認定内科専門医」の資格認定証（写し）
9. 受験申込書類受領通知はがき（切手を貼付し、必ず送付先・受取人氏名を明記する）

第7条

専門医制度委員会は毎年1回申請書類によって受験資格についての審査を行い、有資格者を対象に専門医試験を実施する。

第8条

専門医制度委員会は専門医試験の合格者を決定し、理事長に報告する。

第9条

本学会理事長は専門医試験に合格した者に対して、理事会の議を経て専門医証を交付する。認定は5年毎に更新する。

第4章 専門医の資格の喪失

第10条

専門医は次の理由により、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき
2. 本学会の定款9、10、11条の規定にしたがって、会員としての資格を喪失したとき
3. 申請書類に虚偽が認められたとき
4. 専門医として認定を受けた日から満5年を経て新たに認定更新を受けないとき

第 11 条

本学会理事長は専門医としてふさわしくない行為のあったものに対して、専門医制度委員会、及び理事会の議決によって専門医の資格を取り消す、または資格を停止することができる。この規定の施行に必要な事項については別に定める。

第 5 章 認定施設の資格

第 12 条

認定施設の認定を申請する診療施設は、次の各項の条件を全て満足するものであることを要する。

1. 高血圧学を研修するに足る十分な病床・施設を有すること
2. 指導医の下に十分な指導体制がとられていること
3. 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること

第 6 章 施設認定の方法

第 13 条

施設の認定を申請する指導医は次の各項に定める申請書類を専門医制度委員会に提出する。

1. 施設認定申請書
2. 診療施設内容証明書
3. 関連施設を含めた研修計画書

第 14 条

専門医制度委員会は、新たに申請された施設に関して毎年 1 回申請書類によって審査を行う。

認定は 5 年毎に更新する。

第 15 条

本学会理事長は認定施設として認定された診療施設に対して、専門医制度委員会及び理事会の議を経て本学会認定施設証を交付する。

第 7 章 認定施設の資格の喪失

第 16 条

認定施設は次の理由により専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。

1. 第 12 条に該当しなくなったとき
2. 正当な理由を付して認定施設としての資格を辞退したとき
3. 認定施設として認定を受けた日から満 5 年を経て新たに認定更新を受けないとき

第 17 条

本学会理事長は認定施設として不適当と認められたものに対して、専門医制度委員会及び理事会の議決によって認定施設の認定を取り消すことができる。

第 8 章 指導医の委嘱

第 18 条

1. 指導医は役員、評議員、または専門医の資格を有し、認定施設に勤務し、高血圧患者の診療に従事していること、更に申請時において、5 年以上継続本学会会員として高血圧学に関する臨床・研究活動を行っているものとする。
2. 本学会の理事長は専門医制度委員会及び理事会の議を経て指導医を委嘱する。

第 9 章 指導医の申請

第 19 条

指導医の申請に際しては、次の各項に定める書類を専門医制度委員会に提出する。

1. 指導医申請書
2. 履歴書
3. 業績目録

第 20 条

専門医制度委員会は毎年 1 回申請書類によって指導医の審査を行う。

第 21 条

指導医の委嘱は 5 年毎に更新する。

第 10 章 指導医の資格の喪失

第 22 条

指導医は次の理由により専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して指導医の資格を辞退したとき
2. 専門医としての資格を喪失したとき

3. 指導医として委嘱を受けた日から5年を経て新たに指導医の更新を受けないとき

第23条

本学会理事長は指導医としてふさわしくないと認められたものに対して、専門医制度委員会及び理事会の議決によって指導医の委嘱を取り消すことができる。

第11章 本制度の運営

第24条

専門医制度委員会委員長は、専門医制度委員会を管掌し本制度の円滑な運営を図る。委員長は各委員会を招集する。但し、委員数の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、委員長は、直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第25条

委員会は委員数の過半数が出席しなければ、その議を開き議決することができない。

第26条

委員会の議事は出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。

第27条

この規則の実施に冠して、専門医制度委員会及び理事会によって決定された事項は本学会機関誌によって会員に通告する。

第12章 規則の改廃

第28条

この規則の改廃は専門医制度委員会及び理事会の議決により、総会の承認を受けなければならない。

第13章 補 則

第29条

この規則は2008年4月1日から施行する。

第30条

この規則施行についての細則は別に定める。